

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県トラック協会
専務理事 各位

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

中央近代化基金「激甚災害融資（コロナウイルス感染症による企業への影響）」に係るQ&Aの送付について

平素は近代化基金融資業務に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

また、今般は新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的にも大きな影響が出ている中、中央近代化基金「激甚災害融資」の業務運営にご尽力賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、上記事象に伴い当協会では3月19日より標記制度の公募を開始していますが、各協会から多数ご照会をいただいている項目について、ご担当者向けに「別紙Q&A形式（内部限り）」により、とりまとめましたので、今後の業務運営や会員からの照会対応のご参考にしてください。

本件に関して、ご不明の点がございましたら、当部担当（岩本・佐山）までお問い合わせください。

敬 具

令和2年3月31日

激甚災害融資（新型コロナウイルス感染症関連）に関するQ&A

Q1：激甚災害融資（運転資金）の創設趣旨は？

A1：今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等の低下などにより当面の運転資金の確保を必要とする会員事業者を支援するために、この事象を「激甚災害」に準じる事象として、中央近代化基金の「激甚災害融資」の公募を開始したものです。

Q2：「運転資金」と何ですか？

A2：人件費、諸経費等日常的な支払に充当することを目的に行う借入のことです。

「設備資金（*）」や「投機的な資金」の充当するための借入は含みません。

*「設備資金」とは「車両の購入」や「トラクターミナルの建設」など主に固定資産の取得のための支払に充当することを目的に行う借入のことです。

今回の事象に関連する会員事業者の方からの「設備資金」に関するご相談については、通常の近代化基金制度（各都道府県の「一般」「ポスト新長期等」及び全ト協の「補完融資」「燃料費対策特別融資」）での対応を想定しています。

Q3：「推薦申込の金額」に基準はありますか？

A3：制度趣旨にそったものであれば、推薦申込の金額に特段の基準はありません。

（融資限度の範囲内）

Q4：推薦申込には「見積書」等の推薦申込金額に係る添付資料は必要ですか？

A4：日常的な人件費や諸経費の支払に充当することを目的とした借入の推薦申込であれば、添付資料は必要ありません。（様式6号「被害状況報告書」の「3. 申込運転資金の主な資使途」欄に「人件費：〇〇万円、諸経費支払資金〇〇万円」等、概略の記入をいただければ結構です。）

Q5：売上等減少要件について「確認資料（試算表・帳簿等）」の提出は必要ですか？

A5：売上等の実績の確認資料は、申込時に提出が必須な資料とはしていません。

但し、必要により後日「実績の確認資料」をお願いする場合があります。また事実と異なる申告をした場合には、利子補給を打ち切る場合があります。

Q6：「今後2ヶ月の見込み」とは具体的にはいつを指すのですか？

A6：原則として「申込月の実績見込」と「翌月の見込み」の2ヶ月になります。

Q 7 : 設立1年未満の会社等で「前年同月」の実績が無い場合は、対象になりますか？

対象となる場合には「売上等の減少」は何と何を比較すれば良いのですか？

A 7 : 前年同月実績がない場合には「令和元年11月・12月の実績」又は「直近2ヶ月の実績」と「今後2ヶ月の見込み」の比較で要件を確認してください。

Q 8 : 「見込み」についての確認資料は何か必要ですか？

A 8 : 特段の状況がなければ、「見込み」の確認資料の提出は想定していません。

Q 9 : 激甚災害融資（運転資金）では、「設備完成（購入）報告書」の提出等の借入実行後フォローは行うのですか？

A 9 : 原則として「借入実行後のフォロー」は行いません。

但し、推薦決定時に推薦の条件として、個別に「実行後のフォロー」を付し、実行後のフォローをお願いするケースはあります。

Q 10 : 商工中金が行っている危機対応融資や日本政策金融公庫等が行っている「無担保・無利子」融資制度と近代化基金「激甚災害融資」の関係は？

A 10 : 中央近代化基金「激甚災害融資制度」に基づく利子補給制度は「国の制度融資」とは別の制度であり、標記の「国の制度融資」等に利子補給を行うものではありません。

従来の近代化基金融資制度と同様、金融機関所定の利率（長期プライムレート）に対し、0.3%の利子補給を行うものです。

* Q & Aについては随時追加を行います。